

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第54号

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。